

生駒市クーリングシェルター募集要領

1 趣旨

気候変動適応法(平成30年法律第50号)第21条第1項の規定により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として、指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)を市長が指定。熱中症から市民の健康を守るため、市内の公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして指定する。

この要領は、クーリングシェルターの指定に協力いただける民間施設を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお、指定に当たっては、気候変動適応法第21条第3項及び第4項の規定に基づき、協力民間施設の管理者と協定を締結するとともに、市ホームページ等で施設情報、開放可能日等を公表する。

2 実施内容

熱中症対策として、以下の内容を実施する。

- (1) 熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターとしての開放および市民等の受け入れ
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所等問合せへの対応・案内
- (3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備(既設のもので可)
- (4) 空調の適切な管理
- (5) 熱中症特別警戒アラート発表時以外にも、涼を取るために来訪する市民等の受け入れ(以下「クールスポット」という。)
- (6) 案内ステッカー・のぼりによる、当該施設がクーリングシェルター・クールスポットであることの周知

3 応募資格

応募資格は、市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設。

- (1) 適切な冷房設備を有すること。
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、当該施設の指定箇所を住民その他に開放することができること(公表する開放可能日に限る。)
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。

4 施設運用期間

クーリングシェルター・クールスポットの運用期間は、熱中症特別警戒アラートの運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。なお、開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じるものとし、市ホームページ等で事前に公表する。

5 募集期間

随時受付

6 応募方法

応募様式(別紙)に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送で以下に提出。

生駒市 健康課 成人保健係

電子メール:kenkou@city.ikoma.lg.jp

※件名に【クーリングシェルター応募】と入力

住 所:生駒市東新町1番3号 セラビーいこま内

電話番号:0743-75-2255

7 指定の流れ

応募様式提出後の流れ

- (1) 施設管理者と市で指定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) 施設情報、開放可能日等の公表
- (4) 運用開始

8 物資の配付

市はクーリングシェルターとして協力いただける施設に、以下の物資を配付する。

- (1) 案内ステッカー、のぼり旗(クーリングシェルター・クールスポット)
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシ

9 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

10 その他

協定について疑義が生じた時や協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度双方で協議して定める。

11 施行期日

この要領は、令和6年7月12日から施行。